

平成 31 年度採用分日本学術振興会特別研究員 (PD、DC、RPD) 申請要領

1. 申請手続フロー

別紙 2 「申請手続フロー」を参照願います。

2. 学内申請期限 (部局担当係からの申請書類 (紙媒体) 提出期限)

特別研究員-RPD : 平成30年4月23日 (月)

特別研究員-PD、DC : 平成30年5月14日 (月)

3. 申請書提出方法

申請者：日本学術振興会電子申請システム上で提出 (送信) を行ってください。

※提出 (送信) 期限は、取りまとめ部局において別途設定願います。

部局担当係：以下の書類を上記 2 の学内申請期限までに研究推進部研究推進課研究総務係 (学内便：事 B 1 6) まで提出願います。

提出書類	提出部数
別添「平成30年度採用分日本学術振興会特別研究員の申請書の提出について」	RPD 提出時・・・1部 PD,DC 提出時・・・1部
申請書一式 (申請書情報及び申請内容ファイル) (※)	申請者 1 名につき 1 部

(※) 各部局において 申請者が提出 (送信) した申請書を点検し、モノクロ (グレースケール) A4判で両面印刷、左上ホチキス留め したものを取りまとめの上、ご提出願います。

4. 取りまとめ部局

採用後の受入研究者が所属する部局 を通じて申請手続を行ってください。

なお、DC1 に申請する場合で、研究に従事する予定の機関が他機関である場合は、現在の研究指導者が所属する部局を通じて申請手続を行ってください。

5. 「日本学術振興会電子申請システム」利用に係る申請者用 ID・パスワードの発行

申請者用 ID・パスワードは、当方にて一括して発行いたしますので、部局担当係において希望者を取りまとめの上、当課に申請願います。なお、申請方法、申請期限等は後日お知らせいたします。(申請者用 ID・パスワードを利用して電子申請システムへのアクセスが可能となるのは4月上旬と予定されております。)

(参考 URL)

<本学ウェブサイト「日本学術振興会特別研究員」のページ>

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/jsps/kenkyuin.html>

<日本学術振興会ホームページ>

・特別研究員 (PD・DC2・DC1) 募集要項、申請書作成要領、申請書等様式、事務担当者用チェック要領

http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sin.html

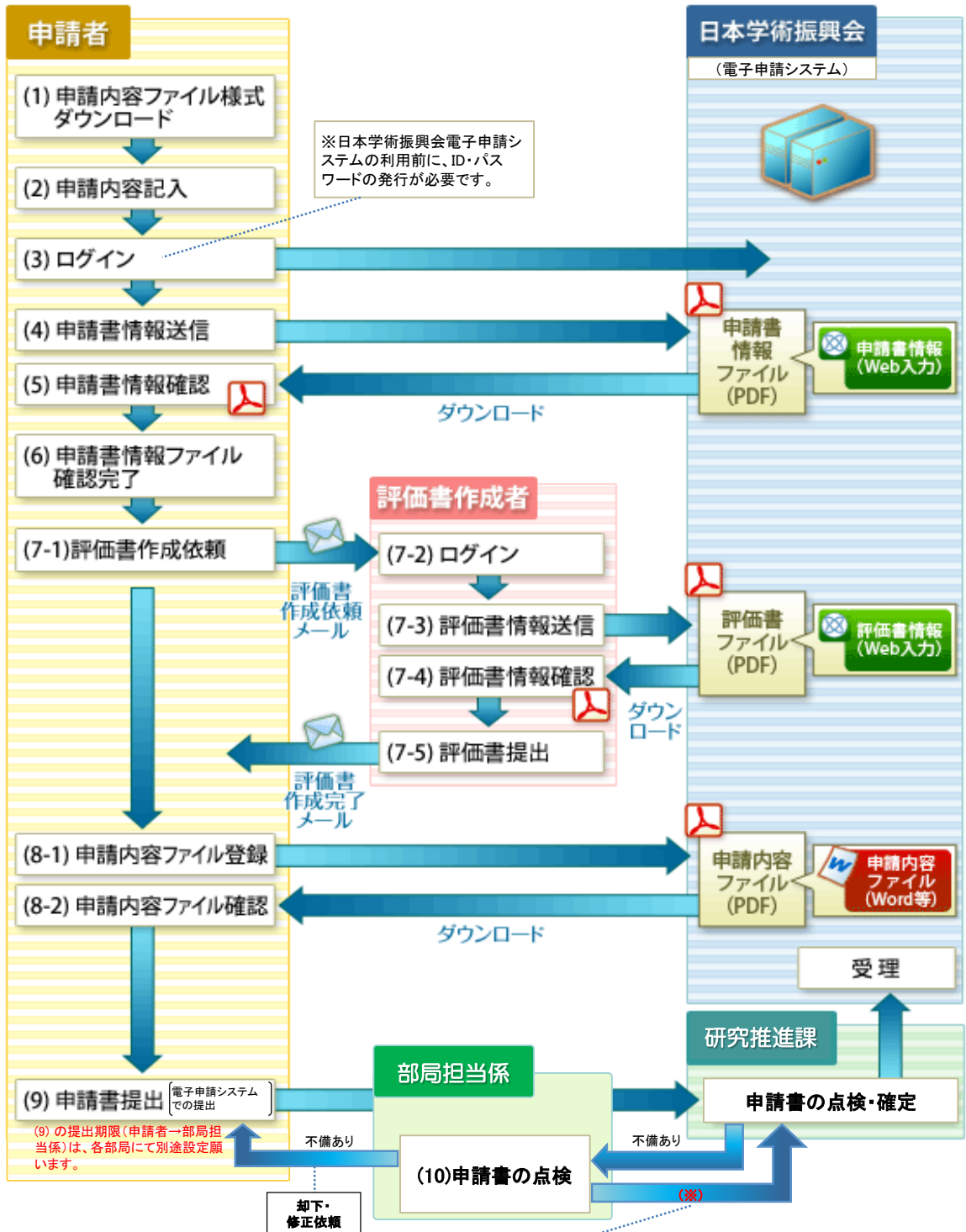
・特別研究員-RPD 募集要項、申請書作成要領、申請書等様式、事務担当者用チェック要領

http://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_sin.html

<日本学術振興会電子申請のご案内>

http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/top_ken.html

申請手続フロー



※提出期限 (部局担当係→研究推進課への申請書(紙媒体)の提出期限)

RPD : 平成30年4月23日(月)

PD, DC : 平成30年5月14日(月)

(1) 申請内容ファイル様式ダウンロード

申請内容ファイル(Word等)様式を、日本学術振興会ホームページからダウンロードします。

(2) 申請内容ファイル作成

申請内容ファイル(Word等)に必要な事項を入力し、保存します。

(3) ログイン

申請者のID・パスワードで、電子申請システムにログインします。

(4) 申請書情報送信

申請書情報を、「申請書情報入力」画面から入力・送信します。

※PDの「受入研究室選定理由書(特例措置希望者)」、RPDの「研究中断状況」はこの画面で入力します。

(5) 申請書情報確認

送信完了後、PDF形式に変換された申請書情報をダウンロードし、内容に不備がないか確認します。

(6) 申請書情報ファイル確認完了

確認を完了すると、評価書作成者へ評価書の作成依頼が可能になります。なお、申請書を「(9) 提出(送信)」するまでは、申請書情報を修正することも可能です。

以下、(7)～(8)は順不同です。

(7) 評価書作成

(7-1) 「申請書情報入力」画面で入力した評価書作成者宛に、評価書の作成を依頼します。評価書作成依頼を実行すると、評価書作成者宛に評価書作成依頼メールが送信されます。評価書作成者のID、ログインパスワードは電子申請システムにて自動発行され評価書作成者に通知されます。

(7-2) 評価書作成者のID、パスワードで、電子申請システムにログインします。

(7-3) 評価書情報を、「評価書情報入力」画面から入力・送信します。

(7-4) 送信完了後、PDF形式に変換された評価書をダウンロードし、内容に不備がないか確認します。

(7-5) 内容に不備がない場合、申請者へ提出します。評価書を提出すると、申請者宛に評価書作成完了メールが送信されます。

※申請者は評価書の内容を確認することはできません。

※特別研究員-PD、RPDの場合は(7)を2名分実施する必要があります。

(8) 申請内容ファイル登録

(8-1) (2)で別途作成した申請内容ファイルを登録します。Wordファイルを登録した場合、電子申請システム上でPDFに変換されます。

(8-2) 送信完了後、PDF形式に変換された申請内容ファイルをダウンロードし、内容に不備がないか確認します。

(9) 提出(送信)

すべての申請書類が揃ったことを確認し、申請書を提出(送信)します。申請書を提出(送信)すると、部局担当係及び研究推進課が確認する申請リストに表示されます。

各部局において、申請書の提出(送信)期限を別途設定の上、申請者に周知願います。

(10) 申請書の点検

部局担当係は、電子申請システムの「申請リスト」を参照し、申請書の内容を点検します。「(9) 提出(送信)」されたものが、申請リストに表示されます。)その後、点検が済んだ申請書一式(申請書情報及び申請内容ファイル)を、申請者1名につき1部印刷(モノクロ(グレースケール)、A4判、両面印刷、左上ホチキスどめ)し、下記期限までに研究推進課研究総務係まで提出します。

申請書に不備が見つかった場合(部局担当係における点検、研究推進課における点検のいずれの場合も)は、部局担当係は、電子申請システムで「却下」の処理をし、申請者に修正を依頼します。修正依頼を受けた申請者は、申請書を修正の上、再度「(9) 提出(送信)」を行います。部局担当係は、再度提出された申請書の内容を点検し、点検後、研究推進課あてに修正済の申請書一式を印刷して提出します。

提出されたすべての申請書の点検終了後、研究推進課から日本学術振興会へ申請書一式を提出します。